

災害そのとき どうなるの??

りさい 罹災証明書ってなに?

問 税務課固定資産税係 ☎95-9879

災害などで住家が被害にあった場合、生活再建のために罹災証明書を市が発行します。

罹災証明書とは?

罹災証明書とは、災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波といった自然災害）による住家の被害について、その被害の程度について証明するものです。被害の程度は、「災害の被害認定基準」などの国による通知や指針に基づき、交付申請受付後、調査を実施し判定します。

どういった時に罹災証明書が必要になるの?

罹災証明書は、様々な公的・私的支援を受ける際の判断材料となります。

公的な支援…仮設住宅の貸与、被災者生活再建支援制度、各種税の減免 など

私的な支援…各種保険、義援金配分、職場からの見舞金 など

被害状況は写真に撮っておきましょう!

被害状況を写真に撮っておくことで、調査時間が短縮でき、皆さんの負担軽減につながります。また、現地調査の前に建物の除去や被害箇所が分からなくなるような修理、片づけをしてしまうと調査が困難になるため、写真を撮ることでより適正な判定にもつながります。あらかじめ可能な限り自分で被害状況について写真を撮影し、保存してください。

申請するには?

被災した住家に居住している世帯主及び世帯員又は委任状を持参した代理人が申請できます。

必要書類

- ・罹災証明書交付申請書
- ・本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート、健康保険証など）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

交付手数料

無料 申請期限 災害発生から1か月



お知らせ
news

接骨院にかかったときは

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師に相談してください。

保険が使える施術

- ・捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱きゅうの応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱きゅうの治療



保険が使えない施術

- ・整形外科などの医療機関で同部位の受診がある
- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療



はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

施術内容について確認することがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。また、領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容を確認する場合があります。

